

昭和四年四月十五日第二種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休息日ときは、翌日）

目次
 ◇ 告 示 町及び字の区域を変更する旨の届出
 争議行為をする旨の通知
 土地改良事業の施行に係る換地処分
 昭和四十一年三月鳥取県告示第八十九号等の廃止
 豚等の移入を禁止する区域の指定
 ◇ 公安告示 道路交通法による聴聞の実施
 ◇ 公 告 歯科衛生士試験の実施

告 示
 鳥取県告示第二百十九号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。
 昭和四十二年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

告 示

区域の変更に係る町及び字の名称

同上の区域

新 田
 字 東中渡り
 新田字東中渡りの区域のうち、一四四番の二から一四四番の八まで、一四四番の一〇から一四四番の一〇まで、一四四番の一〇から一四四番の二まで、一五九番の二、一五九番の三、一五九番の四、一五九番の五、一五九番の六、一五九番の七、一五九番の八、一五九番の九、一五九番の一〇、一六〇番の二、一六〇番の三、一六〇番の四、一六〇番の五、一六〇番の六、一六〇番の七、一六〇番の八、一六〇番の九、一六〇番の一〇、一六〇番の一〇をなす国有地である道路及び水路等の敷地

新 田
 字 柳 内
 新田字柳内の区域のうち、一六一番の一から一七三番まで、一七四番の二、一七四番の三、一七四番の四、一七四番の五、一七四番の六、一七四番の七、一七四番の八、一七四番の九、一七四番の一〇、一八三番の二、一八三番の三、一八三番の四、一八三番の五、一八三番の六、一八三番の七、一八三番の八、一八三番の九、一八三番の一〇、一八四番の一、一八四番の二、一八四番の三、一八四番の四、一八四番の五、一八四番の六、一八四番の七、一八四番の八、一八四番の九、一八四番の一〇、一八四番の一〇をなす国有地である水路等の敷地

新 田
 字 ア ケ シ
 新田字アケシの区域のうち、二〇九番の一から二一六番の二まで、二一八番の一から二一八番の三まで、二一八番の二から二一八番の三まで、二二四番の二、二二四番の三、二二四番の四、二二四番の五、二二四番の六、二二四番の七、二二四番の八、二二四番の九、二二四番の一〇、二二四番の一〇をなす国有地である道路及び水路等の敷地

新 田
 字 高 見
 新田字高見の区域のうち、二七七番の一、二七九番の一、二七九番の二、二七九番の三、二七九番の四、二七九番の五、二七九番の六、二七九番の七、二七九番の八、二七九番の九、二七九番の一〇、二七九番の一〇をなす国有地である道路及び水路等の敷地

新 田
 字 荒 神 木
 新田字荒神木の区域のうち、三〇二番の一、三〇二番の二、三〇二番の三、三〇二番の四、三〇二番の五、三〇二番の六、三〇二番の七、三〇二番の八、三〇二番の九、三〇二番の一〇、三〇二番の一〇をなす国有地である道路及び水路等の敷地

新 田
 字 上 手 下 通
 新田字柳内一七三番、一七三番、一七四番の二、一七四番の三、一七四番の四、一七四番の五、一七四番の六、一七四番の七、一七四番の八、一七四番の九、一七四番の一〇、一八三番の二、一八三番の三、一八三番の四、一八三番の五、一八三番の六、一八三番の七、一八三番の八、一八三番の九、一八三番の一〇、一八四番の一、一八四番の二、一八四番の三、一八四番の四、一八四番の五、一八四番の六、一八四番の七、一八四番の八、一八四番の九、一八四番の一〇、一八四番の一〇をなす国有地である水路等の敷地

字茶屋尻	四五四番、四五五番、四五六番の一、四五七番の一、四五八番の一、四五八番の二、四五九番の一、四五九番の二以外の区域及びこれらと一体をなす国有地である水路等の敷地
小田字樋口尻	小田字樋口尻の区域のうち、二六番、二七番、二八番以外の区域、新田字茶屋尻四五八番の一、四五八番の二、四五九番の一、四五九番の二及びこれらと一体をなす国有地である水路等の敷地
下古川字下前田	下古川字下前田の区域のうち、九番の一、九番の二、一〇番、一番、一二番、一三番の一、一四番の一以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地
下古川字上前田	下古川字上前田の区域のうち、四二番の二、四二番の四、四三番の一、四四番、四五番の一、四五番の二、四五番の三、四六番以外の区域及びこれらと一体をなす国有地である水路等の敷地
下古川字砂子	下古川字砂子の区域のうち、四七番の三、四七番の四、四七番の五、四七番の六以外の区域及びこれらと一体をなす国有地である水路等の敷地

鳥取県告示第二百二十号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、米子地区一般労働組合因伯通運支部長安田秀男から争議行為をする旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 賃金引上げ、労働時間の短縮、停年の延長、退職金の増額及び

有給休日の増設の要求に関する事。

二 日時 昭和四十二年四月十日午前八時からこの事件が解決するまで

三 場所 因伯通運株式会社米子支店に勤務する米子地区一般労働組合因

伯通運支部の組合員が所属する全部又は一部の職場

四 概要 同盟罷業を含むあらゆる形の争議行為の全部又は一部の実施

鳥取県告示第二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第一項の規定に基づき、倉吉市新田百十番一地上北条土地改良区が行なう土地改良事業の施行に係る倉吉市新田地区の換地処分があつたので、同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十二号

次に掲げる告示は、昭和四十二年四月七日限り廃止する。

昭和四十二年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十一年三月鳥取県告示第八十九号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）

昭和四十一年九月鳥取県告示第四百五十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）

昭和四十一年十月鳥取県告示第五百三十三号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）

昭和四十二年二月鳥取県告示第四百四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）

鳥取県告示第二百二十三号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和四十二年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

愛媛県 山口県 宮崎県 徳島県 兵庫県 広島県 香川県 高知県 岡山県

公安告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年四月七日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年四月二十日午前十時から

倉吉市住吉町 倉吉警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- | | | |
|----|-----------------|-----------|
| 1 | 気高郡気高町大字勝見六九〇の八 | 木 下 平 八 郎 |
| 2 | 気高郡気高町大字睦逢林操方 | 西 山 長 幸 |
| 3 | 気高郡鹿野町大字末用二〇二八 | 徳 田 龍 夫 |
| 4 | 倉吉市上井町三二〇の四〇 | 音 田 勝 |
| 5 | 倉吉市余戸谷町三三七七 | 田 中 亨 |
| 6 | 倉吉市湊町三二八 | 河 本 政 則 |
| 7 | 倉吉市大河内四三九 | 佐 々 木 定 男 |
| 8 | 倉吉市住吉町五九の三 | 趙 木 一 平 |
| 9 | 倉吉市小鴨四二五の一 | 河 本 信 之 |
| 10 | 倉吉市駄経寺二六三 | 牧 田 春 雄 |

11 倉吉市清谷九五〇

山 本 清

12 東伯郡三期町大字大瀬六〇六

角 田 信 夫

13 東伯郡三朝町大字山田五八三の三

阿 部 守 浩

14 東伯郡三朝町大字横手二七〇

松 原 一

15 東伯郡三朝町大字三朝二九三の一

原 田 武

16 東伯郡羽合町大字水下一一五

河 口 芳 隆

17 東伯郡羽合町大字長瀬九五九

坂 本 正 文

18 東伯郡羽合町大字上浅津一一〇三

清 水 好 男

19 東伯郡羽合町大字長瀬一四八八の四

浜 口 幸 雄

20 東伯郡北条町大字国坂二四一

青 亀 碩

21 東伯郡大栄町大字由良宿二の四六

宮 本 滝 雄

公 告

歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第11条第1項に規定する歯科衛生士試験を次のとおり実施するので、歯科衛生士法施行規則(昭和24年厚生省令第35号)第7条の規定により公告する。

昭和42年4月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験を施行する場所

鳥取市寺町109番地

鳥取県立歯科衛生士学院

2 試験を施行する期日

学説試験 昭和42年4月13日

実地試験 昭和42年4月14日

3 受験願書の提出期間

昭和42年4月7日から昭和42年4月12日まで